

令和5年3月31日

今回の訴訟提起について

1 訴額 金11億1360万7509円

2 当事者

原告 学校法人日本大学

被告 田中英壽, 井ノ口忠男, 藪本雅巳, 吉田徹也, 出村克宣

株式会社Intelligence Consulting (インテリジェンス社, 藪本関連会社), 株式会社Nishiki Corporation (ニシキ社, 藪本関連会社), 株式会社FHI (吉田関連会社)

3 請求内容

(1) 不法行為又は債務不履行責任を問う原因事実及び損害額

ア 第1背任事件：板橋病院建替えに係る業者選定に関する背任事件

井ノ口及び藪本は、日大事業部が日大から委託を受けた板橋病院の建替計画事業の設計・監理業者選定に係るプロポーザル手続実施等の業務において、あらかじめプロポーザル手続参加業者の一社であるA社を発注先に選定し、同社から被告藪本の関連会社に金員を支払わせ、それをもって井ノ口らが利益を得ることを企図し、見積書提出期間後にA社に見積金額の引上げを促して差替えさせ、また、出村他従業員をしてプロポーザルの審査委員による採点結果をA社が第一位となるよう評価点を改ざんさせるなどして、同社を最終候補業者に選定させた上で、同社に対し、日大から前払いされた業務委託料の一部である金2億2000万円を何ら業務を行っていない藪本の関連会社であるインテリジェンス社に支払わせ、もって日大に不必要な支出をさせ、同額分の損害を生じさせた。

イ 第2背任事件：板橋病院の医療機器及び電子カルテシステムに関する背任事件

井ノ口、藪本及び吉田は、板橋病院が医療機器7台及び電子カルテシステム用ハードウェアほか一式を調達するに当たり、何ら業務を行っておらず商流に入る合理的理由のない藪本の関連会社であるニシキ社ないしインテリジェンス社及びFHIを介在させることにより、同社らが得た売買差益を日大事業部の調達価格に上乗せさせ、もって日大に当該売買差益分に相当するリース料増額分計3億6165万1758円の損害を生じさせた。

(2) 第三者委員会及び内部調査委員会の調査費用

各背任事件及び田中の所得税法違反による逮捕起訴により第三者委員会及び内部調査委員会の設置を余儀なくされ、各費用計4億3071万8705円の支出を余儀なくされた。

(3) 訴訟費用（弁護士費用）：上記(1)及び(2)の損害額の10%相当額

4 責任原因

- (1) 田中： 主たる請求として民法719条（共同不法行為）に基づく損害賠償請求
予備的請求として私立学校法44条の2（理事の善管注意義務違反・債務不履行）に基づく損害賠償請求
- (2) 井ノ口, 籾本, 吉田, インテリジェンス社, ニシキ社, FHI
： 民法719条（共同不法行為）に基づく損害賠償請求
- (3) 出村： 私立学校法44条の2（理事の善管注意義務違反・債務不履行）に基づく損害賠償請求

以上